

返戻金制度に関する事項（早期離職における対応方針）

弊社は、ご紹介した人材の早期離職が発生した際、単なる金銭精算に留まらず、貴社の採用計画を維持・完遂することを最優先に考えます。「早期の代替人材確保」による事業継続を目指し、パートナーとして以下の通り誠実に支援・対応いたします。

1. 代替人材の優先確保

入社後 3 か月以内に、採用決定者が自己都合により退職・休職した場合、または本人の責に帰すべき事由により解雇された場合、弊社は直ちに後任の探索を開始します。

- ・ 離職発生から 1 ヶ月以内を目標に、優先的な代替人材の提案を無償で行います。
- ・ 貴社の欠員リスクを最小限に抑えるため、返還手続きに優先して、まずは最適な進め方を協議させていただきます。

2. 返還基準

上記期間内に代替人材の確保が困難な場合、または貴社との協議により返還を優先する場合は、受領済みの紹介手数料に対し、以下の基準で返還手続きを行います。

入社日から 3 か月以内の離職等：紹介手数料の 50%を返還

3. 返還の適用除外

以下のいずれかに該当する場合は、本規定の対象外（返還義務なし）となります。

- ・ 提示していた労働条件が、実際の雇用契約内容と著しく相違したことに起因する退職の場合。
- ・ 貴社都合（経営上の理由、整理解雇等）による退職・休職の場合。
- ・ 天災地変その他、不可抗力により就業継続が困難となった場合。

2026年 3月10日

許可番号 17-ユ-300244

事業所の名称及び所在地 株式会社ハコク

石川県七尾市矢田新町ホ13